

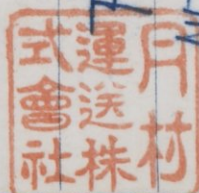
地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

月村運送株式會社定款

東京市蒲田區蒲田三丁目十一番地

月村運送株式會社



定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ河村運送株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ本名ヲ東京市蒲田區本蒲田ニ置ク

第三條 當會社ハ右ノ業務ヲ営ムヲ以テ目的トス

一 運送及運送取扱事業

二 倉庫事業

三 前記各項ニ附帶スル一切事業

第四條 當會社ハ資本金總額ヲ貳拾萬圓トス

第五條 當會社ハ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿參拾ヶ年トス但滿期

ハ株主總會ハ決議ヲ經テ延長スルコトヲ得

第六條 當會社ハ公告ハ當名ハ右頭ニ掲載シテ之ヲ爲ス

当會社所定之書式依其一事由ヲ詳記シ證人ニ名以テ
連署一書面ヲ提出スヘシ喪失届出ノ場合ハ其日ヲ三箇
月之内規定依リ公告ニ三十日間ヲ経過スルモ他ヨリ故障
申出ナキ時新株券ヲ交付スルモノトス但公告料トシテ開スル
一諸費用ハ請求書一ト負擔トシ尙新株券交付手續料ハ
株券一枚ニ付キ五五十錢トス

第五條 株式ノ名簿書換ハ毎決算期最終ノ翌日より定時株主
總會終了ノ日迄及臨時株主總會招集ノ通告ヲ發シタル
日ヨリ該總會終了ノ日迄之ヲ停止ス

第三章 株主總會

第三條

當會社株主總會ハ定時及臨時ニ種トシ定時株主總會
ハ毎年之月十二月一兩度之ヲ開キ臨時株主總會ハ取締

役ノ決議ヲ經テ又ハ商法ノ規定ニ依リ請求アリル場合ニ之ヲ招集
ス總會ニ於テ豫メ株主ニ通知シテ事項以外他議決スルヲ得ス
第七條 株主總會決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ
可否同數場合ハ議長之ヲ決ス右後段ノ場合ニ於テハ議長ハ株
主トシテ其ノ決議權ノ行使ヲ得ス

第八條

株主總會ニ於テ株主ノ議決權ハ壹株ニ付一箇トス

第九條

株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スルヲ得但代理人ハ當
會社ノ株主ニシテ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ前日迄ニ會社ニ
提出スルモノヲ要ス

第十條

株主總會ノ議長ハ事務取締役之ニ任セ事務取締役
事故アルトキ他ノ取締役之ニ代ル

第十一條

株主總會ノ議長ハ會同議ヲ延長スル及會場ヲ變更スルヲ得

延期又續行會議決議事ハ前會ニ於テ議了セザル議案
外ニ涉ルヲ得ス

第三條 株主總會ハ決議事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ議決及

出席株主ニ名以上之ヲ署名捺印シ且當會社ニ保
存スルモトス

第四章 役員

第三十條 當會社ハ取締役ハ五名以内監査役ハ參名以内顧問

一名トシ取締役中互選ヲ以テ社長一名専務取締役一名
ヲ置キ監査役中互選ヲ以テ常任監査役一名ヲ置ク

第三十一條 取締役ハ株主總會ニ於テ當會社株式參百株以上監査

役ハ壹百株以上顧問ハ參百株以上所有スル株主中ヨリ
之ヲ選任ス但シ總會ハ決議ヨリ議長ハ指名推薦スルヲ得

第三十二條 取締役ハ任期ハ三年監査役ハ二年トス但シ任期中最終

決算期満スル定時株主總會終結前満了スルトキハ其
定時株主總會終結ニ至ル迄之ヲ延長ス

尚重役就任期満了ニ至リ改選ハ再選ヲ妨ケス

第三十三條 取締役ハ任期中其ノ所有株式一百株ヲ監査役ニ信託

スルヲ要ス

第三十七條 取締役ハ監査役中缺員ヲ生ズルモ法定人員ヲ缺カス

以テ事務ニ支ヘテ時ハ其ノ補缺選舉ヲ次期改
選期迄延期スルヲ得但シ其ノ場合臨時株主總會ヲ

招集シ補缺選挙ヲ行フモ其ノ當選者ハ任期ハ前任
者ノ残任期内トス

第三十八條 専務取締役ハ當會社ノ業務ヲ統轄シ又取締役

會に議長トナリ其議事ヲ整理ス本條後段の場合
專務取締役事故アルトキハ取締役之ニ代ル

第二九條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會於テ之ヲ決定ス

第三〇條 會社ハ借入金ヲ要ス場合ハ取締役會ノ決議ヲ要ス

第三一條 會社ハ取締役會ノ決議ヨリ支配人ヲ選任シ向
必要ト認ムルトキハ相談役ヲ囑託スルヲ得此報酬ハ

取締役會ノ決議ニ依リ決定ス

第五章 計算

第三二條 會社ハ營業年度ヲ二期ニ分ケ之月一日ヨリ十二月廿日迄
又十二月一日ヨリ翌年五月廿日迄ノ二期トス

第三三條 會社ノ計算ハ毎決算期ニ於テ總收入金ヨリ總支出
金ヲ控除シタル純利益金ト爲テ九割ハ依リ處分ス

一 法定準備金 百分一五以上

一 建築物償却積立金 百分一五以上

一 役員賞与金 百分十以下

一 株主配當金

一 後期繰越金

第三四條 會社ノ利益配當金ハ毎決算期末日ニ於ケル現在株主

ニ配當ス株主ハ配當金ノ利息ヲ請求スルヲ得ス

第三五條 利益配當金又株主日後參ヶ年向ニ支拂フ請求

ナキ場合ハ會社ノ所得トス

第六章 附則

第三六條 本定款ニ定メテモハ總テ商法ノ規定ニ依ル

第三七條 會社ノ負擔スル創立之費用金四百圓以內トス